

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 20 日

一般社団法人 全国植物検疫協会
事務局長 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫班担当）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延が継続している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について（令和 2 年 4 月 22 日付け消費・安全局植物防疫課課長補佐（輸入検疫班担当）事務連絡）の別紙で定める国（地域）、対象品目を追加しましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。また、今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、当課（輸入検疫班担当）又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。

(別添)

新型コロナウイルス感染症のまん延に係る代替措置を行う国（地域）、対象品目及びそれらの輸入検査時の抽出数量

(傍線部分は追加部分)

国（地域）	対象品目	輸入検査時の抽出数量
アメリカ合衆国	ネクタリン、せいようすももの生果実	現在の抽出数量の2倍
アルゼンチン	グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ、マーコットの生果実	現在の抽出数量の2倍
インド	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
オーストラリア	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
オランダ	おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす、ぶどうの生果実	現在の抽出数量の2倍
台湾	パパイヤ、マンゴウ、ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ、ポメロ、れいし、ぶどう、ヒロセレウス・ウンダーツス、いんどなつめの生果実	現在の抽出数量の2倍
中華人民共和国	れいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
パキスタン	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
フィリピン	マンゴウ及びパパイヤの生果実	現在の抽出数量の2倍
ベトナム	ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コストリケンシスとの交雑種、カッチュー種のマンゴウの生果実、ティエウ種のれいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
アメリカ合衆国	さくらんぼの生果実、むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉、ばれいしょの生塊茎	現在の抽出数量の1.5倍
イスラエル	スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン、オアの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
オーストラリア	スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、	現在の抽出数量の1.5倍

	ミネオラ、グレープフルーツ、ぶどう、指定地域で生産されるカンキツ属、 <u>タスマニアの指定生産地で生産されるさくらんぼ</u> 、ハス種のアボカドの生果実	
カナダ	むぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉、とうがらし、さくらんぼの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
コロンビア	イエローピタヤ、トミーアトキンス種のマンゴウ、ハス種のアボカドの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
<u>チリ</u>	<u>指定生産地で生産されるさくらんぼの生果実</u>	<u>現在の抽出数量の1.5倍</u>
<u>トルコ</u>	<u>グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実</u>	<u>現在の抽出数量の1.5倍</u>
南アフリカ共和国（スワジランドを含む。）	スウィートオレンジ、レモン（スワジランドは除く。）、グレープフルーツ、クレメンティンの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ニュージーランド	りんごの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ハワイ諸島	ソロ種パパイヤ、ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ブラジル	ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ペルー	ケント種のマンゴウ、ハス種のアボカド、うんしゅうみかんの生果実	現在の抽出数量の1.5倍